

事業報告書				
医療法人整理番号		00076		
報告期間	自	令和6年4月1日		
	至	令和7年3月31日		
1 事業報告書の概要				
	(1)	名称	医療法人聖峰会	
		分類①	社団（出資持分なし）	
		分類②	その他	
		分類③	基金制度不採用	
	(2)	事務所の所在地	都道府県	福岡県
			市区町村	久留米市
			町名・番地	田主丸町益生田892
			建物名	
			従たる事務所の記載はこちら	
	(3)	設立認可年月日	昭和37年4月3日	
	(4)	設立登記年月日	昭和37年4月3日	
	(5)	理事長の氏名	姓	鬼塚
			名	一郎
		役員及び評議員の人数	14	
	役員及び評議員	記載はこちら		
2 事業の概要				
	(1-1)	本来業務（病院、診療所）	記載はこちら	
	(1-2)	本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）	記載はこちら	
	(2)	附帯業務	記載はこちら	
	(3)	収益業務	記載はこちら	
	(4)	当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら	
	(5)	当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら	
	(6)	当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら	
	(7)	当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	記載はこちら	
	(8)	当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら	
	(9)	その他	記載はこちら	

様式 1 : 1-(2)

事業報告書			
1-(2) 従たる事務所の所在地			
都道府県	市区町村	町名・番地	建物名

様式 1 : 1-(5)

事業報告書			
1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考
理事	鬼塚	一郎	
理事	鬼塚	明子	
理事	鬼塚	誠二	
理事	鬼塚	徹	
理事	上野	高史	
理事	永田	省吾	
理事	稲富	浩昭	
理事	池田	正文	
理事	赤穂	弘枝	
理事	本田	雅須己	
理事	石井	久利	
理事	松本	吉廣	
監事	高野	猛	
監事	佐藤	千澄	

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照）

様式 1：2-(1)

事業報告書											
2-(1) 本来業務											
(開設する病院、診療所（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)											
種類	施設の名称	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数						
					一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床
病院	田主丸中央病院		4012710077	福岡県久留米市田主丸町益生田892	178	72	0	0	93	0	0
病院	聖峰会マリン病院		4011019298	福岡県福岡市西区小戸3丁目55-12	85	0	0	0	0	0	0

- 注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式 1 : 2-(1)

事業報告書						
2-(1) 本来業務 (介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)						
種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員	通所定員
介護老人保健施設	サンライフ聖峰		4052780006	福岡県久留米市田主丸町田主丸1001-2	100	70

- 注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式 1 : 2-(2)

事業報告書			
2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務）			
種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考
ひまわりの郷吉井		福岡県うきは市吉井町1163-7	
ひまわりの郷田主丸		福岡県久留米市田主丸町豊城1668-2	
ひまわりの郷うきは		福岡県うきは市浮羽町浮羽433-7	
さくらの郷日田		大分県日田市有田町小金田455-1	
さくらデイサービスうきは		福岡県うきは市浮羽町浮羽433-7	
さくらデイサービス日田		大分県日田市有田町小金田455-1	
ひまわり館		福岡県久留米市田主丸町田主丸1004-1	
ひまわり 2 号館		福岡県久留米市善導寺町飯田1393-9	
ひまわり 3 号館		福岡県うきは市吉井町福益121-2	
グループホームさくら		大分県日田市有田町小金田455-1	
ひまわりケアプランサービス		福岡県久留米市田主丸町田主丸1001-2	
善導寺ケアプランサービスひまわり		福岡県久留米市善導寺町飯田1393-9	
さくらケアプランサービス日田		大分県日田市有田町小金田455-1	
田主丸訪問看護ステーション		福岡県久留米市田主丸町益生田892	
サンヘルズ聖峰		福岡県久留米市田主丸町田主丸1001-4	
パワーデイケア燦ふらわー		福岡県久留米市田主丸町田主丸1001-4	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

様式 1 : 2-(3)

事業報告書		
2-(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）		
種類	実施場所	備考

様式 1 : 2-(4)-(9)

事業報告書	
2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	
日付	議決又は同意した事項
注) 2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

発行総額	申込期間（開始日）	利率	資金使途	償還方法	医療機関債を引き受けた医療法人名
申込単位	申込期間（終了日）	払込期日		償還期限	
注）医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。 医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。					

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）	

注)

1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設		
	日付	開設（許可を含む）した主要な施設

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	
日付	他の法律、通知等において指定された内容
注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。	

2-(9) その他	
日付	記載事項
注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)	

法人名 医療法人聖峰会
所在地 福岡県久留米市田主丸町益生田 8 9 2

※医療法人整理番号 00076

貸借対照表
令和7年3月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	3,539,140	I 流動負債	1,132,226
現金及び預金	2,023,018	買掛金	337,718
事業未収金	1,392,172	短期借入金	327,173
医薬品	31,553	未払金	207,051
貯蔵品	6,564	預り金	48,262
前払費用	71,353	未払消費税等	5,766
短期貸付金	20,010	未払法人税等	292
貸倒引当金	-10,074	賞与引当金	138,964
その他の流動資産	4,544	その他の流動負債	67,000
		預り金	
		前受収益	
		その他引当金	
		その他の流動負債	
II 固定資産	5,563,378	II 固定負債	5,371,701
1 有形固定資産	4,197,416	長期借入金	3,678,305
建物	1,829,455	退職給付引当金	1,396,197
構築物	165,100	その他引当金	293,620
医療用器械備品	278,815	その他の固定負債	3,579
車両及び船舶	20,707	その他の固定負債	
その他の器械備品	107,620		
土地	1,185,743		
建設仮勘定	149,012		
その他の有形固定資産	460,964		
		負債合計	6,503,927
		純資産の部	
2 無形固定資産	150,937	科目	金額
借地権	2,300	I 基金	6,000
ソフトウェア	146,414	II 積立金	3,575,157
その他の無形固定資産	2,223	設立等積立金	3,575,157
3 その他の資産	1,215,025	繰越利益積立金	
有価証券		その他積立金	
長期貸付金	1,584		
保有医療機関債			
その他長期貸付金	0		
役員等長期貸付金			
長期前払費用	65,699	III 評価・換算差額等	-982,566
繰延税金資産	645,408	評価・換算差額等	-982,566
その他の固定資産	502,334	繰延ヘッジ損益	
		純資産合計	2,598,591
資産合計	9,102,518	負債・純資産合計	9,102,518

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

様式第二号

法人名 医療法人聖峰会
所在地 福岡県久留米市田主丸町益生田892

医療法人整理番号 00076

損 益 計 算 書

自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			7,487,803
2 事業費用			
(1) 事業費	7,731,956		
(2) 本部費	101,625		7,833,581
本来業務事業損失			345,778
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			970,658
2 事業費用			982,857
附帯業務事業損失			12,199
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			0
2 事業費用			0
収益業務事業利益			0
事業損失			357,977
II 事業外収益			
受取利息	1,202		
その他の事業外収益	138,698		139,900
III 事業外費用			
支払利息	7,239		
その他の事業外費用	8,108		15,347
経常損失			233,424
IV 特別利益			
固定資産売却益	1,170		
その他の特別利益	638,205		639,375
V 特別損失			
固定資産売却損	38		
その他の特別損失	563,214		563,252
税引前当期純損失			157,301
法人税・住民税及び事業税	474		
法人税等調整額	-54,478		-54,004
当期純損失			103,297

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人 聖峰会
所在地 福岡県久留米市田主丸町益生田 8 9 2 番地

医療法人番号

財 産 目 録
(令和 7 年 3 月 31 日現在)

1. 資	産	額	9,102,518 千円
2. 負	債	額	6,503,927 千円
3. 純	資 産	額	2,598,590 千円

(内 訳)	区 分	(単位：千円)
A	流 動 資 産	3,539,140
B	固 定 資 産	5,563,377
C	資 産 合 計 (A + B)	9,102,518
D	負 債 合 計	6,503,927
E	純 資 産 (C - D)	2,598,590

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(□ 法人所有 □ 賃借	■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(□ 法人所有 □ 賃借	■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 5

法人名 医療法人 聖峰会
所在地 福岡県久留米市田主丸町益生田 8 9 2 番地

医療法人番号				
--------	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類		名称	所在地	資産 総額 (千円)	事業内容	関係事業者 との関係	取引の内容		取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
	該当無し										

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類		氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容		取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
	該当無し								

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1 種類は法第51条第1項に定める関係事業者のうち該当する関係を記載する。近親者である場合には続柄を記載する。

2 該当する取引がない場合には、「種類」欄に該当なしと記載する。(様式の提出は必要)

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 聖峰会
理事長 鬼塚一郎 殿

私たちは、医療法人聖峰会の令和 6 年度(令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部および主要な施設において業務および財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書ならびに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書の監査を実施いたしました。

記

監査結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (2) 計算書類は、法令および定款に従い、損益および事業活動の状況ならびに財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 事業報告書は、法令および定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和 7 年 6 月 2 日
医療法人 聖峰会

監事 高野 猛 印

監事 佐藤 千澄 印

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表に関する注記

自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日

1 継続事業の前提に関する事項

該当なし

2 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法

3 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 法人税法の規定による定額法及び定率法

無形固定資産 法人税法の規定による定額法

4 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定による法定繰入率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収見込可能額を計上しています。

賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。

退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職金規定に基づく期末要支給額により計上しています。

役員退職慰労引当金 役員の退職給付に備えるため、退職金規定に基づく期末要支給額により計上しています。

5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

税抜経理方式によっています。

6 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

(1) 圧縮記帳に関する事項

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 1,765,904 千円であり、その内訳は次のとおりです。

(種類) 建物	(圧縮記帳累計額)	486,840 千円
(種類) 建物付属設備	(圧縮記帳累計額)	206,265 千円
(種類) 構築物	(圧縮記帳累計額)	365,746 千円

(種類) 機械器具	(圧縮記帳累計額)	614,316 千円
(種類) 車輛運搬具	(圧縮記帳累計額)	2,798 千円
(種類) 器具備品	(圧縮記帳累計額)	64,261 千円
(種類) ソフトウェア	(圧縮記帳累計額)	25,675 千円

(2) 補助金等の会計処理

補助金等については、受け取った会計年度に一括して収益として計上しております。なお固定資産を購入する目的で受け取った補助金等のうち、対象となる固定資産については、直接減額方式によって圧縮記帳をしております。

(3) 補助金等の内訳並びに交付者、貸借対照表等への影響額

	内訳	交付者	損益計算書 影響額 (単位：千円)	貸借対照表 影響額 (単位：千円)
1	福岡県地域医療勤務環境改善支援事業補助金	福岡県	17,335	17,335
2	救急医療施設等施設整備補助金	福岡県	4,960	0
3	救急医療施設等設備整備費補助金	福岡県	1,743	1,743
4	電子処方箋管理サービスの導入に必要な端末の購入等に係る補助金	国	1,577	1,577
5	電子処方箋導入促進費補助金	福岡県	788	788
6	令和5年7月の大雨に係る久留米市介護施設等災害復旧費事業補助金	久留米市	39,999	39,999
7	訪問診療等におけるオンライン資格確認等の導入に必要なレセコン改修等に係る助成金	国	30	0
8	病児保育事業補助金	久留米市	12,443	0
9	医療機関等物価高騰対策支援金	福岡県	7,683	0
10	病院内保育所運営費補助金	福岡県	2,528	0
11	医療施設運営費等補助金	福岡県	2,756	0
12	その他（雑収入勘定）	福岡県他	9,973	0
	合計		101,815	61,442

(4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理を行っています。

7 重要な会計方針を変更した旨等

該当なし

8 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

該当なし

9 担保に供されている資産に関する事項

(1) 担保に供している資産

建 物	1,492,374 千円
土 地	410,567 千円
計	1,902,942 千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	320,576 千円
長期借入金	3,684,901 千円
計	4,005,477 千円

10 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

(1) 法人である関係事業者

該当なし

(2) 個人である関係事業者

該当なし

11 重要な偶発債務に関する事項

該当なし

12 重要な後発事象に関する事項

該当なし

13 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 8,731,989 千円

(2) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産

貸倒引当金	595 千円
賞与引当金	39,882 千円
未払社会保険料	4,570 千円
役員退職慰労引当金	86,911 千円
退職給付引当金	413,274 千円
出資金	2,604 千円
繰越欠損金	<u>187,085 千円</u>
繰延税金資産小計	<u>734,924 千円</u>
評価性引当	<u>89,516 千円</u>
繰延税金資産合計	<u>645,408 千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>645,408 千円</u>

様式第四号

医療法第51条第2項該当法人

法人名 医療法人 聖峰会
所在地 福岡県久留米市田主丸町益生田 8 9 2 番地

医療法人番号

純 資 産 変 動 計 算 書
(自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	基金 (又は出資金)	積立金			評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
		設立等積立金	繰越利益積立金	積立金合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
令和6年4月1日 残高	6,000	3,575,157	△ 879,269	2,695,888	-	-	2,701,888
会計年度中の変動額	-	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	△ 103,297	△ 103,297	-	-	△ 103,297
その他有価証券評価差額	-	-	-	-	-	-	-
会計年度中の変動額合計	-	-	△ 103,297	△ 103,297	-	-	△ 103,297
令和7年3月31日 残高	6,000	3,575,157	△ 982,566	2,592,590	-	-	2,598,590

1. 純資産の変動事由及び金額の掲載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
2. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前会計年度末残高、会計年度中の変動額及び会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
3. 積立金及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

様式第五号

医療法第51条第2項該当法人

法人名 医療法人 聖峰会
所在地 福岡県久留米市田主丸町益生田 8 9 2 番地

医療法人番号

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形固定資産	建物	5,220,653	20,091	36,118	5,204,625	3,375,171	96,337	1,829,454
	建物付属設備	3,648,248	72,163	30,308	3,690,104	3,261,273	63,064	428,830
	構築物	322,659	479,359	364,832	437,186	272,085	6,780	165,100
	機械器具	1,258,761	329,901	177,224	1,411,438	1,132,623	117,553	278,815
	車輛運搬具	114,168	22,134	23,236	113,066	92,359	7,798	20,707
	器具備品	600,511	67,453	28,010	639,954	532,334	34,076	107,620
	土地	1,185,952	-	210	1,185,742	-	-	1,185,742
	一括償却資産	102,769	9,401	13,897	98,273	66,141	32,757	32,132
	建設仮勘定	126,390	149,011	126,390	149,011	-	-	149,011
	計	12,580,116	1,149,516	800,227	12,929,406	8,731,989	358,369	4,197,415
無形固定資産	借地権	2,300	-	-	2,300	-	-	2,300
	電話加入権	2,135	-	-	2,135	-	-	2,135
	ソフトウェア	283,117	20,525	52,356	251,286	104,872	46,588	146,414
	水道施設利用権	2,037	-	750	1,287	1,199	86	87
	計	289,590	20,525	53,106	257,009	106,072	46,674	150,937
その他の資産	有価証券	-	-	-	-	-	-	-
	建設協力金	940	-	153	787	-	-	787
	敷金	55,614	-	-	55,614	-	-	55,614
	長期前払費用	39,277	65,278	36,913	67,642	1,943	152	65,699
	繰延税金資産	590,929	54,478	-	645,407	-	-	645,408
	長期前払消費税	121,599	88,770	46,569	163,800	-	-	163,800
	保険積立金	279,798	-	-	279,798	-	-	279,798
	その他の固定資産	2,320	1,605	9	3,916	-	-	3,916
	計	1,090,477	210,133	83,645	1,216,966	1,943	152	1,215,024

建物 増加 サンハルス聖峰 内部造作工事 14,327千円

建物附属設備 増加 HBO酸素配管増設工事 13,900千円
北病棟2階電気設備工事 8,804千円

構築物 増加 止水壁設置工事 94,473千円
止水壁排水ポンプ等電気設備 161,034千円
止水壁水中ポンプ等給排水設備 91,491千円
サンライフ聖峰 キュービクル工事 68,233千円
サンライフ聖峰 非常用発電機 22,960千円

機械器具 増加 超電導磁気共鳴診断装置 129,498千円
マリン病院 アイティアイ 5TMR5300 136,520千円
高気圧酸素治療装置 19,000千円

器具備品 増加 P2Vサーバー 13,249千円
北病棟2階ナースコール工事 6,812千円
ひまわりホール音響設備 5,400千円

ソフトウェア 増加 勤怠システムソフトウェア 13,859千円

様式第六号

医療法第51条第2項該当法人

法人名 医療法人 聖峰会
所在地 福岡県久留米市田主丸町益生田 8 9 2 番地

医療法人番号

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (そ の 他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	10,959	-	-	884	10,074
賞与引当金	142,407	138,964	142,407	-	138,964
退職給付引当金	1,357,581	131,201	92,585	-	1,396,196
役員退職慰労引当金	285,025	8,595	-	-	293,620

※貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、法人税法上の貸倒引当金繰入限度額による洗替額であります。

1. 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金について、設定目的ごとの科目の区分により記載すること。
2. 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。
3. 「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

様式第七号

医療法第51条第2項該当法人

法人名 医療法人 聖峰会
所在地 福岡県久留米市田主丸町益生田892番地

医療法人番号

借入金等明細表

区 分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,211,364	188,206	0.20	—
1年以内に返済予定の 長期借入金	136,373	132,370	0.36	—
長期借入金(1年以内に 返済予定のものを除く。)	1,882,271	3,684,901	0.36	2010年5月14日～ 2043年10月31日
その他の有利子負債	—	—		—
合 計	3,230,008	4,005,477	—	—

5年内における1年ごとの返済予定額	
2年後	133,204千円
3年後	157,822千円
4年後	157,822千円
5年後	157,822千円

様式第八号

医療法第51条第2項該当法人

法人名 医療法人 聖峰会
所在地 福岡県久留米市田主丸町益生田 8 9 2 番地

医療法人番号

有 価 証 券 明 細 表

【債権】

銘柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
該当無し		-
計		-

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
該当無し		-
計		-

1. 貸借対照表の流動資産及びその他の資産に計上されている有価証券について記載すること。
2. 流動資産に計上した有価証券とその他の資産に計上した有価証券を区分し、さらに満期保有目的の債券及びその他有価証券に区分して記載すること。
3. 銘柄別による有価証券の貸借対照表価額が医療法人の純資産額の 1 % 以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。
4. 「その他」の欄には有価証券の種類（金融商品取引法第 2 条第 1 項各号に掲げる種類をいう。）に区分して記載すること。

様式第九の一号

医療法第51条第2項該当法人

法人名医療法人 聖峰会

医療法人番号

所在地福岡県久留米市田主丸町益生田892番地

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本 来 業 務 事 業 費 用			附 帯 業 務 事業費用	収 益 業 務 事業費用	合 計
	事 業 費	本 部 費	計			
材料費	974,914		974,914	30,217	-	1,005,132
給与費	4,585,983	244,804	4,830,787	725,260	-	5,556,048
委託費	547,832	36,462	584,295	22,790	-	667,085
経費	1,612,186	△ 179,641	1,432,545	204,055	-	1,636,600
売上原価	-	-	-	-	-	-
その他の事業費用	11,039	-	11,039	533	-	11,572
計	7,731,956	101,625	7,833,582	982,857	-	8,816,439

1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2. 中科目区分には、それぞれ細区分を設け、売上原価については、商品（又は製品）期首たな卸高、当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）、商品（又は製品）期末たな卸高を、材料費、給与費、委託費、経費及びその他の費用については、その内訳を示す費目を記載する様式によることもできる。
3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

独立監査人の監査報告書

令和7年6月16日

医療法人聖峰会
理事会 御中

公認会計士 篠原俊 事務所

福岡県福岡市

公認会計士

篠原 俊

監査意見

私は、医療法第51条第5項の規定に基づき、医療法人聖峰会の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、すべての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。

監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第 95 号（平成 28 年 4 月 20 日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上